

# 「学校いじめ防止基本方針」

天童市立第四中学校

## 0 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、市教育委員会、学校、地域、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

## 1 いじめの定義について

### 【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ防止のための組織と具体的な取組

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。
  - ① 校内職員：校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター（各学年主任）、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等（支援委員会構成メンバー）
  - ② 校外関係者：スクールカウンセラー（必要に応じて、SSWC、天童警察署生活安全課少年補導専門官、PTA代表、学校評議員代表等）
- (2) 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。
  - ① 「学校いじめ防止基本方針」及び、それに基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
  - ② いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
  - ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
  - ④ いじめの疑いに係る情報があった時には会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。
- ③ 常日頃から、生徒と教職員が「いじめとは何か」について認識を共有する手段を講ずる。

## (2) 生徒に培う力とその取組

### ①生徒に培う力

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・ 生徒が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力
- ・ ストレスに適切に対処できる力
- ・ 自己有用感、自己肯定感

### ②その取組

- ・ 「いのちの教育」及び、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進、読書活動・体験活動などの充実。
- ・ 授業や諸活動において一人一人の活躍の場を保障し、互いに認め合える集団づくり。
- ・ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定。
- ・ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の充実。

## (3) 生徒の主体的な取組

- ・ 生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等、生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

## (4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ② 学校、家庭、地域、関係機関がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域や関係機関と連携した対策を推進する。

## 4 早期発見の在り方

### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ② 担任と部活動顧問の連携を密にし、学級・部活動での生徒の様子や変化について情報交換、情報共有できるようにする。
- ③ 定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施し、個別の状況把握に努める。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ④ 休み時間や放課後などで生徒の様子に目を配ったり、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、必要に応じて個人面談や家庭訪問を行ったりする。
- ⑤ スクールカウンセラーやすこやかスクール相談員等を活用し、生徒や保護者の悩みやストレス緩和の相談活動を行うとともに情報の共有と連携を図る。
- ⑥ Q-Uテストを活用し、各学級の生徒について、クラスに居場所があるか、いじめなどの侵害行為を受けていないか等を調べ、早期発見・早期対応に努める。

### (2) 相談窓口などの組織体制

- ① 定期的に体制を点検し、生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、適切に扱う。

④ 生徒との信頼関係を基盤に、生徒一人一人に寄り添う姿勢で丁寧に対応する。

**(3) 家庭・地域・関係機関との連携について**

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

**5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）**

**(1) 素早い事実確認・報告・相談**

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に指導する。
- ③ 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ④ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、警察署など関係機関と相談して対処する。

**(2) 発見・通報を受けての組織的対応**

発見、通報を受けた教職員は迅速に、校内の「いじめの防止等の対策のための組織（支援委員会）」に報告し組織的対応を図る。

**(3) 被害者への対応及びその保護者への支援**

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

**(4) 加害生徒及びその保護者への対応**

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。事実関係を聴取したら、保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。

**(5) 集団へのはたらきかけ**

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

**(6) ネットいじめへの対応 等**

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② メールを利用したいじめなどについて、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めている。

## 6 重大事態への対処

### (1) 調査組織の設置と調査の実施

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、及び当該生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いがあると認められる時、市教育委員会の判断に基づき、速やかに下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査組織及び市教育委員会の指導に基づき、学校として自発的・主体的に被害生徒及び保護者に対して調査実施について提案する。

#### <組織の構成>

校内における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体としつつ、天童市教育委員会の指示を仰ぎながら決定する。

### (2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、「学校緊急対応マニュアル」による。

### (3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等については、速やかに市教育委員会を通じて市長へ報告する。

### (4) 外部機関との連携 等

重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ市教育委員会、警察署、児童相談所、県教育委員会「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

## 7 教育相談体制・生徒指導体制

### (1) 教育相談体制と活動計画

- ① 「アンケート」の実施、生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。

### (2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 生徒にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ② 指導方針の共有、組織的対応を常に意識して指導、支援にあたる。

## 8 校内研修

### (1) いじめの理解、組織的対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、教職員の共通認識を図る。
- ② 特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめ問題の未然防止に努める。

## 9 学校評価

### (1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、その目的を踏まえて、いじめ問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取

組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

**(2) 地域や家庭との連携**

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

**(3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル 等**

- ① 常に組織的な対応による、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を客観的に振り返り改善を図っていく。
- ② 学期末の職員会議において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。